

見 積 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年1月17日

全国健康保険協会奈良支部

支部長 藤内 章良

1 調達内容

- (1) 調達件名 健康経営セミナーの動画作成業務委託
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期限 仕様書による。
- (4) 見積方法

見積金額は、動画撮影や編集にかかる費用、物品の納品に要する運送費用、打ち合わせや撮影等にかかる交通費や駐車場代など、仕様書の業務概要に記載した業務遂行のための一切の諸経費を含めた総価とする。金額の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額（消費税を含まない金額）を見積書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3 見積書の提出場所等

(1) 仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：河野
電話 0742-30-3702

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：山口

電話 0742-30-3702

- (3) 見積書の提出場所
上記 3(1)
- (4) 見積書の提出期限
令和 5 年 1 月 26 日 (木) 12 時 00 分

4 見積書の提出方法

- (1) 見積書の様式は任意の様式で差し支えないが、件名、見積年月日、事業所名を記載し、代表者印を押印したものに限る。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しは認めない。
- (3) 見積書は、郵送もしくは持参による方法で提出すること。電話、FAX 等その他の方法による提出は認めない。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 全額免除とする。
- (3) 詳細は、仕様書による。

以上

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1） 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2） 破産者で復権を得ない者

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1） 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

（3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

（5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

（6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

（7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

以上